



職員の処分等について

次のとおり、懲戒処分等を行いました。

- 【概要】 本件は、港町小学校校舎等解体撤去工事について、国の交付金を受け実施しようとしていたものを、その申請手続きに誤りがあり前年度に事前着手をしたとされ、国の交付金約4,900万円及び後年度に地方交付税措置されると見込んでいた約5,800万円が受けられなくなったものである。

【処分年月日】 令和6年10月31日

【処分内容】

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
教育委員会 （課長職）	男性	53歳	戒告	本件事案は、公務における本市職員による不適正な事務であり、当該不適正な事務をした職員の上司として、管理監督者としての責任があり、職務を怠った責任は免れないものであり、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に該当する。
市長事務局 （課長補佐職）	男性	52歳	戒告	本件事案は、公務における本市職員による不適正な事務であり、当該不適正な事務をした職員として、事前着手となることを回避するために最善を尽くしたとはいえず、職務を怠った責任は免れないものであり、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に該当する。

【管理監督者（退職者）】

本件事案に関係した職員のうち、退職により現に本市職員ではない者に対しては懲戒処分等を行うことはできないが、次のとおり当時の責任を明らかにするものである。

在職当時・所属 （役職）	性別	内容	理由
教育委員会 （部長職）	男性	訓告相当	3名の退職者は、本件事案における不適正な事務をした職員の当時の管理監督者であり、所属職員を管理監督する立場にありながら、当該不適正な事務を未然に防ぐことができなかった。
教育委員会 （副部長職）	男性		
教育委員会 （課長職）	男性		

【教育長の給料の自主返納】

地方公務員法における懲戒処分の適用外となる特別職である寺本有伸教育長について、本人からの申出により、「学校建設事業の財源を大きく減じることになったこと及び組織の管理監督責任を重く受け止め、給料の10分の1相当額の1か月分を自主的に返納する」とする。

市 長 コ メ ン ト

本日，教育委員会が不適正な事務を行った職員の懲戒処分を行いました。市長部局においても，教育委員会で当時，不適正な事務を行った職員を，戒告の懲戒処分としました。

「契約は，交付金の決定などにより，財源が確保されたことを確認して行う」という契約事務の常識が徹底されていなかったことは，誠に深刻であり，深くお詫び申し上げます。

このような，契約事務の基本が守られなかったことに対して，教育委員会に再発防止の徹底を指示しました。

市といたしまして，教育委員会だけでなく，全ての部局において，交付金等に係る事務の基本を徹底させます。

今後，職員一人ひとりが法令を遵守し，使命感を持って誠実に業務を行うよう，一層徹底してまいります。

同時に，「契約を結ぶ場合には，財源が確保されているか確認をしなければならない」といった，常識については，マニュアル等に頼る前に自ら考える習慣をつけるようあわせて徹底してまいります。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

呉 市 長 新 原 芳 明

教育長コメント

本日、港町小学校校舎等解体撤去工事における国の交付金事業に係り不適正な事務に関係した職員を、懲戒処分である戒告に処しました。

また、既に退職している当時の管理監督職員3名について、訓告相当であったことを、併せてお伝えします。

そして、私こと、呉市教育委員会を代表する者として、学校建設事業の財源を大きく減じることになったこと及び組織の管理監督責任を重く受け止め、給料の10分の1相当額の1か月分を返納するものとします。

この不適正な事務により国の交付金を活用できなくなったことで、市民の皆様からの信頼を大きく損なうことになりました。

改めて、心からお詫び申し上げます。

今後このような事態が起きることがないように、常に事務本来の趣旨に立ち返り、交付金事務の確認を強化し、関係部局や広島県教育委員会と密に連携しながら、再発防止に努めてまいります。

令和6年10月31日

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸